

# 奥州市議会運営委員会 会議録

【日 時】令和8年3月27日（金） 8:58～9:15

【場 所】奥州市役所7階 委員会室

【出席委員】中西秀俊委員長 小野優副委員長 佐藤永匡委員 宍戸直美委員 菅野至委員  
門脇芳裕委員 佐々木友美子委員 及川春樹委員 千葉敦委員 飯坂一也委員  
※菅原議長、阿部副議長の出席あり

【欠席委員】なし

【説明者】羽藤総務部長 梅田総務課長

【事務局】鈴木事務局長 千田事務局次長 佐藤事務局副主幹

---

## 【次 第】

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項
  - (1) 議事日程第2号等について
    - ① 市長提出追加付議事件について（議案12件）
    - ② 議員発議について（発議案1件）
    - ③ 議事日程第2号について
  - (2) 例規改正について
  - (3) その他
- 4 その他
- 5 閉 会

---

## 【概 要】

### 1 開会

○副委員長（小野優君） これより議会運営委員会を開催します。委員長の挨拶の後、委員長に進めていただきます。よろしくお願いいたします。

### 2 委員長挨拶

○委員長（中西秀俊君） おはようございます。昨日に引き続き、よろしくお願いいたします。

### 3 協議事項

#### (1) 議事日程第2号等について

○委員長（中西秀俊君） 3、協議事項の(1)、議事日程第2号等について、①、市長提出追加付議事件について、説明をお願いします。

羽藤総務部長。

○総務部長（羽藤和文君） 資料は、提出議案一覧をご覧ください。

本日の議会に追加提案として、人事案件5件、条例改正2件、補正予算5件を予定しております。昨日の全員協議会、議員説明会の内容と重複いたしますので、概略的に説明します。

人事案件については、議案第1号から第5号までで、副市長、監査委員、固定資産評価員、米里財産区管理委員、それぞれの選任に関し同意を求めるものです。

議案第6号と第7号は、条例の一部改正となります。

国民健康保険税条例の改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額の取扱いについて規定するほか、国民健康保険税の課税について同令に準じた取扱いとするための改正です。

介護保険条例の改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料の算定基準の特例について規定するための改正です。これについては、先日の全員協議会でのご指摘を受けて、提案説明の後に、福祉部から補足説明をさせていただきます。

議案第8号から第12号までは補正予算です。

議案第8号は、令和7年度一般会計補正予算第14号で、5億7,000万円ほどの減。

議案第9号は、令和7年度国民健康保険特別会計補正予算第6号、6万7,000円の増。

ここまでが、令和7年度予算の補正です。

議案第10号から令和8年予算の補正です。

議案第10号は、令和8年度一般会計補正予算第2号、2億5,000万円ほどの増。

議案第11号は、令和8年度国民健康保険特別会計補正予算第1号で、6,500万円ほどの増。

議案第12号は、令和8年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号で、2,300万円ほどの増です。

説明は以上です。

○委員長（中西秀俊君） 質問はございませんか。

< 「質問等なし」 >

○委員長（中西秀俊君） それでは質問なしと認めます。

（当局退席）

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○委員長（中西秀俊君） 次に、②、議案発議について、③、議事日程第2号について、事務局から説明願います。

鈴木事務局長。

○鈴木事務局長 それではまず、②、議員発議についてご説明いたします。

発議案第1号「イランへの軍事攻撃の即時停止と中東地域における平和的解決を求める意見書」の提出について、提出者は、今野裕文議員ほか3名の議員から賛成がありました。

提案理由については、イランへの軍事攻撃の即時中止と中東地域における平和的解決を求めることについて、国に対して意見書を提出しようとするものであります。

意見書の内容を読み上げます。

イランへの軍事攻撃の即時停止と中東地域における平和的解決を求める意見書。

アメリカおよびイスラエルは2月28日、イランに対する大規模な軍事攻撃を開始し、イランの最高指導者を含む政府・軍関係者を殺害した。そして、その後の軍事行動で、学校、病院、一般住宅、世界遺産であるゴレスタン宮殿などが被害を受け、多数の民間人が犠牲になっている。

きわめて重大なことは、トランプ米国大統領が、イラン政権を「巨大なテロ組織」と決めつけ、「大規模かつ持続的な作戦」を実施する、「イランの海軍を壊滅させる」と宣言し、イラン国民

に対して、体制転覆を公然と呼びかけていることである。

いかなる理由があつたとしても、武力による一方的な攻撃で、独立した主権国家の最高指導者を殺害する権限は、トランプ大統領には与えられていない。この主権国家の体制転換を目的とした先制攻撃は、戦後の国際秩序そのものを破壊する暴挙であり、国際社会では断じて許されない蛮行である。

また、イランによる報復攻撃も湾岸諸国に拡大しており、アメリカおよびイスラエルがこの無法な軍事行動を継続するならば、報復の連鎖と武力衝突の拡大は避けられない。中東地域のみならず世界全体の平和と安全を根底から揺るがす深刻な事態を招くことは、絶対に阻止しなければならない。

特に、エネルギー資源の多くを同地域に依存する我が国にとって、ホルムズ海峡の緊張激化や原油価格の急騰は、国民生活および経済活動に極めて深刻な影響を及ぼす重大問題である。さらに、在日米軍の中東派遣は、日本を無法な戦争の出撃拠点にするものであり、平和的解決を求める立場から容認できない。

よって、奥州市議会は、政府に対し、以下の事項を強く要請する。

記。

1、アメリカおよびイスラエルに対し、国連憲章および国際法に明白に違反するすべての軍事行動を即時に停止し、最大限の自制を行うよう、強く働きかけること。また、イランに対しても、湾岸諸国へ拡大する報復攻撃を停止するよう働きかけること。

2、日本政府は、「法の支配」に基づく国際秩序を重視する立場から、いかなる理由があろうとも民間人を巻き込む武力行使を断じて容認せず、関係各国が外交交渉の場に復帰し、平和的対話による解決を図るよう、粘り強く働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年3月27日。

岩手県奥州市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、経済産業大臣、内閣官房長官であります。

奥州市議会運営等申合せ事項No.31に、緊急を要する事件について、という項目がございます。ここでは、臨時会において緊急を要する事件が発生した場合、議会運営委員会において緊急性が認められたものに限り、議会の同意を得て、直ちに会議に付すると記されております。

本来、発議案は3日前までに提出することとなっておりますが、今回は提出先である議長が決まったのが昨日であったこと、さらには次の会議前、即ち即座に決議を行わないと効果が薄いと考え提出されたものでございます。そこで、まずは本議会運営委員会で緊急を要するものとお認めいただけるかお諮りし、お認めいただいた際には、本会議で皆様に改めてお諮りした上で、日程追加し、審議することになります。

続きまして、議事日程第2号について説明いたします。3ページをご覧ください。

日程第1、諸般の報告は、市長より議案12件の追加送付を受けたこと及び発議案1件の提出があつた旨の報告。議会運営委員会委員、各常任委員会委員について議長の指名により選任した旨の報告並びに議会運営委員会、各常任委員会で正副委員長が互選された旨の報告となります。

日程第2から日程第4は、一部事務組合3つの議会議員の選挙を順次行いますが、その方法は、

いずれも議長の指名推薦により決定する運びといたします。

日程第5、議案第1号から日程第9、議案第5号までの5件は、先ほど羽藤総務部長より説明のあった追加案件で、人事案件ですので起立採決により決定いたします。

ここで、監査委員の同意案件の際には、暫時休憩を取り監査委員は退席しますし、議会選出の監査委員の同意案件については、議長より入退室の指示をいたします。

なお、地方自治法第117条の除斥規定に触れる議員さんがいないか、各会派等で改めて確認していただき、この規定に触れる心配のある議員がおられましたら、至急事務局にお知らせ願います。

日程第10、議案第6号及び日程第11、議案第7号は、条例の一部改正。

日程第12、議案第8号から日程第16、議案第12号は、令和7、8年度補正予算で5件となります。

次に、先ほどの発議案1件を議会運営委員会で緊急を要する事件とお認めいただいた際には、改めて本会議で皆様にお諮りし、お認めいただいた際には、日程を追加して審議を行います。

審議は、通常の議案と同様に、質疑、討論、採決となります。

日程第17、所管事務調査の閉会中における継続調査の申し出については、総務常任委員会、教育厚生常任委員会、建設環境常任委員会から申し出がなされております。

議事日程がすべて終了したら、今期定例会は閉会となります。

以上、発議案の内容及び発議案を、緊急を要する事件と認めることについて、並びに議事日程第2号により本日の議事を進めることについてお諮りいたします。

○委員長（中西秀俊君） ありがとうございます。

今の説明に対し、質問等ございますか。

< 「なし」 の声あり >

○委員長（中西秀俊君） それではこのとおり進めてまいります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

## (2) 例規改正について

○委員長（中西秀俊君） (2)、例規改正について説明願います。

佐藤副主幹。

○佐藤副主幹 例規改正について、説明させていただきます。

3月10日、全国市議会議長会から、各市議会において制定している個人情報の保護に関する条例施行規程について、国の法律のほうで条ずれが生じたため、改正が必要になるという連絡が届きました。

さらに通知の内容は、それを年度内に改正し、4月1日から施行してくださいという連絡であり、タイミングとしては今日しかないということで、お諮りさせていただく内容です。

具体の改正内容は、資料の3ページ目に新旧対照表を添付していますが、この改正内容については議会側の判断の余地がございませんので、この場で報告をさせていただき、後刻、議長決裁で改正規程を制定させていただきたいという内容での説明となります。

以上です。

○委員長（中西秀俊君） この件についてはよろしいですね。

< 「意見等なし」 >

○委員長（中西秀俊君） それでは進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

(3) その他 なし

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

4 その他 なし

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

5 閉会

○副委員長（小野優君） 以上で議会運営委員会を終了いたします。お疲れ様でした。